日本赤十字看護学会
2026 年 3 月 7 日

投稿規程の改正について（ご案内）

日本赤十字看護学会では、現場の実践知を広く共有し、看護・看護学あるいは赤十字の活動の実践の発展に寄与することを目指し、この度、実践報告について、投稿規程を一部改正いたしました。

1. 改正の背景と目的

これまで、本学会誌への投稿には研究倫理審査委員会の承認を求めてきました。しかし、日常的な実践や、災害時の突発的な対応などを後から振り返ってまとめる実践報告の場合、事前の審査を受けることが困難なケースが多く、貴重な知見が公表されにくいという課題がありました。

今回の改正は、事前に計画された実践の研究ではなく「実践を振り返りその成果や課題を述べた実践報告」については、所定の「実践報告における研究倫理チェックリスト」による自己点検をもって、論文投稿を可能にしたものです。

2. 本改正における留意事項

今回の改正は、「実践報告であれば倫理的配慮を簡略化してよい」という意味ではありません。研究倫理審査委員会による事前審査を経ないからこそ、投稿者に倫理的配慮の慎重な確認が求められます。特に以下の点にご留意ください。

- 組織・機関の許諾：実践が行われた病院や施設の責任者あるいは災害対応では自治体等の責任者（担当部局長など）から、公表に関する許可を得てください。
- 書面による同意確認：対象が患者個人である場合に限らず、職員、組織関係者など、報告の主題となる対象（本人や代理人、組織など）からは、原則として「書面による同意」を得てください。
- 匿名化：個人情報だけでなく、生活史、役職、時期や地域、施設などが組み合わさることで特定の個人や組織が推測されることがないよう、細心の注意を払ってください。

3.「実践報告における研究倫理チェックリスト」の活用

投稿に際しては、チェックリストを用いて、ご自身の実践報告論文が倫理的に配慮されたものか確認してください。チェックリストの各項目は、投稿前に執筆者が自らの責任で実施・点検する要件です。項目が遵守されていない場合、編集委員会の判断により投稿を差し戻し、受理しないことがあります。

会員の皆様が高い倫理意識を持ち、誠実なプロセスを経て、貴重な実践知を共有してくださるようお願いいたします。